



# 浦野家通信



## 12月

〒550-0013  
 大阪市西区新町1-2-9  
 日宝四ツ橋新町ビル5F  
 TEL 06-6536-7560  
 浦野会計事務所  
 第51号  
 発行人：所員一同

寒気日増しにつり、冷え込みの激しい毎日ですが  
 お変わりございませんか。  
 ＊コロナも第三波として猛威を振るっております。  
 寒さ厳しくなります折  
 くれぐれもお体にはご留意なさってください。

## おしらせ

浦野会計事務所では「チャットワーク」を導入しています。  
 チャット形式なので過去のやり取りが見やすく  
 「Zoom」にも対応しており  
 今後の非対面の打合せが増えた際にも役立つと考えております。  
 モバイル端末にも対応しております！

- ・ iPhone/iPadアプリは **iTunes** ページからダウンロードできます。（無料）
  - ・ Androidアプリは **Google play** ページからダウンロードできます。（無料）
- 携帯でアプリをダウンロードしていただくと通知がきたり  
 lineと同じように写真なども送ることができるので便利です  
 個別にもご提案させていただきますがご検討お願いいたします！

12月10日(木)

- ・ 11月分源泉所得税

住民税の特別徴収税額の納付

1月4日(月)

- ・ 10月決算法人の確定申告と納税
- ・ 4月決算法人の中間申告と納税
- ・ 11月分社会保険料
- ・ 1月、4月、7月決算法人の

消費税の3か月ごとの中間申告



## 感染予防対策継続

引き続き訪問・来所を控えさせて頂こうと検討しております。  
 可能な限り郵送やメール、お電話でのご対応を  
 お願いしております。  
 対面での対応はマスク着用にて対応させていただきますが  
 ご容赦ください。  
 感染拡大の第3波といわれ始めておりますが  
 しっかりと対策していきますので  
 ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



## ★年末年始のお知らせ★

12月29日(火)～1月5日(火)は  
 年末年始休暇をいただきます。

年明けは6日(水)より営業しております。

12/27(日)	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	1/1(金)	2(土)
休み	通常営業	休み	休み	休み	休み	休み
3(日)	4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	9(土)
休み	休み	休み	通常営業	通常営業	通常営業	休み

ご不便をおかけいたしますが  
 よろしくお願いたします。



# 年末調整改正点②

前号に続き本年の年末調整についての改正点をお伝えしたいと思います。

## ① ひとり親控除の創設

ひとり親控除とは、ひとり親（現に婚姻していないもの又は配偶者の生死が明らかでない者）で以下の要件を満たす場合には、その年の総所得金額から 35 万円の控除を行うというものです。

（要件）

- （ア）生計を一とする子（総所得金額 48 万円以下）を有すること
- （イ）本人の合計所得金額が 500 万円以下であること
- （ウ）住民票に事実婚の夫もしくは妻がいる旨の記載がないこと

## ② 寡婦（夫）控除の見直し

前記の「ひとり親控除」が新設されたことを受けて「寡婦（夫）控除」の取り扱いも見直しが行われました。

（変更点）

- （ア）寡婦控除にも「合計所得金額 500 万円以下」要件が追加されました。
- （イ）寡婦（寡夫）控除に「住民票に事実婚の夫（もしくは妻）がいる旨の記載がない」の要件が追加されました。
- （ウ）生計を一にする子（総所得金額 48 万円以下）がいる寡婦（寡夫）の控除額が 35 万円に増額されました。（男性と女性の控除額の不均衡を是正）

上記①・②改正後の控除額は、以下のようになります。

（改正前後の所得税における所得控除の額（万円））

		改正前				改正後				
		寡婦（寡夫）控除				寡婦控除				ひとり親控除
		配偶関係	死別		離別	配偶関係	死別		離別	未婚のひとり親
		本人所得	～500	500～	～500	～500	500～	～500	500～	～500
本人が女性	扶養親族	有	子	35	27	35	27	35	—	35
			子以外	27	27	27	27	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族	有	子	27	—	27	—	35	—	35
			子以外	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—

※合計所得金額500万円＝年取678万円

※令和3年度分以後の個人住民税についても同様の改正が行われています（ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円となります）。上記に伴い、改正前の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置が見直され、ひとり親及び寡婦を対象とすることとされました。

# 年末調整書類提出のお願い

年末調整の改正点をご案内しましたがそろそろ提出時期となります。下記書類を記載いただき送付をお願いいたします。

- ①全従業員様の12月支給分までの給与明細
  - ②令和2年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
  - ③給与所得者の基礎控除 兼 配偶者控除 兼所得金額調整控除申告書
  - ※④⑤⑥⑦は該当する方のみ
  - ④給与所得者の保険料控除申告書
  - ⑤給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金特別控除申告書
  - ⑥個人で加入されている生命保険・地震保険などの控除証明書
  - ⑦住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- すでに②③④の書類は会社宛に⑤⑥⑦は各個人のご自宅宛に届き始めていると思います。
- ②③④の用紙を全従業員様に配布し（コピー可）記入押印していただき④⑤⑥⑦の書類がある場合は②③④と一緒にご提出よろしくお願いたします。

# 消費税のお話

消費税が8%から10%になって一年が過ぎました。去年の今時分、友人が、「中学生の子供の社会科のテストに次の中から消費税が10%のものはどれですか？の選択問題が出ていて、リポビタンDとオロナミンCで悩んだって」と話していました。

リポビタンDは、**医薬部外品で10%**、オロナミンCは**炭酸飲料なので8%**です。

どちらも飲料なので、持ち帰りだと8%と思うよね、ストアで買い物するとき、オロナミンCの方を買うよ、と子供さんが話していたそうです。

おこずかいで、飲料を買っている子供たちには、2%の違いも大きいですね。

友人は、定期購読の新聞代が8%なら、書店で購入する子供の参考書や問題集も8%にしてほしいよねと話していました。

